

## 川北町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第一二三号）に基づき、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、既存建築物の耐震改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、川北町補助金交付要綱（平成十二年十二月二十七日川北町告示第三十八号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 既存建築物 昭和五十六年五月三十一日以前に建築され、又は工事に着手した在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁構法による木造の住宅（共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）で、建築又は工事に着手した時点において、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条に規定する建築基準関係規定に適合しているものをいう。

二 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法又は精密診断法により、建築物の地震に対する安全性を評価する方法をいう。

三 耐震設計 耐震診断の結果に基づく既存建築物の耐震改修工事を行うための設計をいう。

四 耐震改修工事 耐震診断の結果、次に掲げる評価等が一・〇未満のものを一・〇以上とする改修工事とし、耐震設計に基づき行う既存建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

（補助の対象となる耐震改修工事）

第三条 補助の対象となる耐震改修工事は、耐震診断士等が行った耐震設計に基づくものとする。

(補助金の交付対象者)

第四条 補助金の交付を受けることができる者は、本町の区域内の既存建築物に係る耐震改修工事（以下「耐震改修等」という。）を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 当該既存建築物を所有し、かつ、自ら居住している者。（ただし、共同住宅、寄宿舎及び下宿にあつては、当該共同住宅、寄宿舎及び下宿を所有している者。）
- 二 町税を完納している者。

(適用除外)

第五条 第三条及び第四条の規定にかかわらず、町長は、次の各号のいずれかに該当する耐震改修等については、補助金の対象としない。

- 一 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している既存建築物の耐震改修等
- 二 他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付の対象となる耐震改修等
- 三 過去にこの要綱により、補助金の交付を受けた耐震改修等
- 四 建築物の床面積が三十平方メートル未満のもの

(補助金の額)

第六条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請)

第七条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川北町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付申請書（様式第一号）に定める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- 一 当該建築物の位置図

- 二 当該建築物の平面図
- 三 当該建築物の登記事項証明書
- 四 補強計画図、その他補強方法示す書類
- 五 耐震診断総合判定書
- 六 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第四項に規定する当該建築物の確認済証の写し若しくは建築基準法第七条第五項に規定する当該建築物の検査済証の写し（確認済証、検査済証の写しがない場合は、町受付台帳で確認する。）又は当該建築物が建築基準関係規定に適合することを証するもの（当該証するものがない場合は、建築士による法適合チェックリスト等）により証明させるものとする。
- 七 当該建築物の所有者と占有者が異なる場合は、耐震改修を行うことについての同意書
- 八 申請者が区分所有者団体に所属する者である場合は、当該団体の組合規約及び耐震改修に係る議決書又はこれに代わるものの
- 九 耐震改修に要する費用の見積書の写し
- 十 町税の納税証明書
- 十一 その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第八条 町長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、川北町既存建築物耐震改修工事費等補助金交付決定通知書（様式第二号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第九条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第七条の申請書又は当該申請書に

添付した書類の内容を変更するとき、又は事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、既存建築物耐震改修工事費等補助事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式五号）に変更後等の書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ変更の承認の可否を決定し、承認を決定したときは、その旨、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第十条 補助事業者は、耐震改修が完了したときは、完了後すみやかに、川北町既存建築物耐震改修工事費等補助金実績報告書（様式第三号）に次に定める書類を添付し、町長に提出しなければならない。

一 収支決算書

二 経費の配分

三 建築士等が作成した耐震診断結果報告書

四 実施に関する契約書又は請求書の写し

五 町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第十一条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定したときは、川北町既存建築物耐震改修工事費等補助金確定通知書（様式第四号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求等）

第十二条 補助事業者は、前条の確定通知書を受けたときは、すみやかに川北町既存建築物耐震改修工事費等補助金請求書（様式第六号）により町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求書の提出を受けたときは、三十日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

(耐震改修工事の現地調査)

第十三条 町長は、耐震改修工事中又は工事完了後において、土木課の職員を派遣し、工事の状況等を調査することができる。

(補助事業者に対する指導)

第十四条 町長は、補助事業者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、耐震改修等に係る補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第六条関係）

区分	補助金の額
耐震改修工事	耐震改修工事に要する経費の十分の十の額とし、百五十万円を限度とする。

備考

- 1 千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。